

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人消費者機構日本定款第36条に基づき、役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用等の支給)

第2条 役員報酬（管理費）を以下のように支給する。

- (1) 代表理事2名のうち主に差止請求関係業務及び被害回復関係業務を管掌する1名に対して、月額1万円を支給する。
- (2) 使用人兼務役員1名に対して、月額5千円を支給する。
- 2 役員報酬（事業費）については、役員が個別業務に対応した場合、謝金として1回につき4千円を支給する。
- 3 前2項の他、役員への旅費等の実費を支給する。

(報酬の支払方法)

第2条の2 前条1項(1)、2項及び3項の支給時期は、発生毎に未払金として計上した上で6ヵ月毎（9月末及び3月末）とする。

2 前条1項(2)については、使用人としての給与に加えて月毎に支給する。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

- 2 前項の改定により、役員報酬の支給の開始または役員報酬の増減を議決した場合は、それを議決した理事会の後に開催される総会で、その議決内容を報告する。

(施行)

第5条 この規程は、2016年12月1日より施行する。

(附則)

第1条 2018年3月9日理事会にて改定したこの規程は、2018年3月12日より施行する。

第2条 2019年5月9日理事会にて改定したこの規程は、2019年度決算より適用する。

第3条 2022年9月8日理事会にて改定したこの規程は、2022年9月12日より施行する。

職員給与規程

(目的及び適用)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人消費者機構日本の雇用する事務局職員の給与等に関する事項について定めるものである。

2 具体的な条件は、本規定に従い、個々の事務局職員と当機構の間で取り交わす雇用契約書により定める。

(契約期間)

第2条 契約期間は1年間とするが更新できるものとし、契約更新については契約満了1ヶ月前に甲乙双方協議の上その可否を決定する。

2 前項の他、業務の事情に応じ、契約期間を短期とする雇用契約を締結することもできる。

(勤務時間)

第3条 勤務時間は、午前10時から午後17時（内12時～13時は休憩時間）を原則とする。ただし、第1条2項の雇用契約書において、個々の職員の事情及び業務の事情を勘案し、勤務開始時間及び勤務終了時間を個々に設定することができる。

(勤務日及び休日)

第4条 勤務日は、月曜から金曜の週5日を原則とする。ただし、第1条2項の雇用契約書において、個々の職員の事情及び業務の事情を勘案し、勤務日を個々に設定することができる。

2 休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日、及び年末年始（12月30日～1月4日）とする。

(給与清算期間及び支給日)

第5条 給与清算期間は1カ月とし、起算日は毎月11日、締切日は毎月10日とする。

2 給与支給日は、毎月20日とする。

(賃金)

第6条 賃金は、時給換算で1000円以上2000円以内とし、業務の内容及び職務経験等を勘案し、第1条2項の雇用契約書において個々に定める。

2 賞与（一時金）は、支給しない。

3 通勤交通費は、実費を支給する。

4 業務指示により、勤務時間が1日8時間を越えた場合、8時間を超過した時間について25%の割増賃金を支給する。

5 業務指示により、法定休日に出勤をした場合は、35%の割増賃金を支給する。

(退職金)

第7条 退職金は支給しない。

(有給休暇)

第8条 労働基準法に従い、有給休暇を付与する。

2.有給休暇を時間単位で取得できる日数は5日(30時間相当)以内とし、時間単位で取得する場合は、1時間単位で取得するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(施行)

第10条 この規程は、2016年12月1日より施行する。

(附則)

第1条 2019年4月16日理事会で改定したこの規程は、同年4月17日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	3,058,000 円
(正会員受取会費)	(2,870,000 円)
(協力会員受取会費)	(188,000 円)
受取寄付金	9,560,000 円
(賛助会員受取会費)	(9,400,000 円)
(受取寄付金)	(160,000 円)
受取助成金	300,000 円
(消費者スマイル基金助成金)	(300,000 円)
事業収益	41,861,333 円
(順天堂大訴訟収益)	(39,831,974 円)
(消費者庁受託事業収入)	(2,029,359 円)
その他収益	319,351 円
諸謝金 (会議出席謝金 執筆謝金 講演謝金)	(319,220 円)
雑収入 (受取利息)	(131 円)
合 計	55,098,684 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
東京都 (順天堂大被害回復訴訟裁判手続資金 第1回・第2回分)	4,489,234 円
東京都 (ワンメッセージ被害回復訴訟裁判手続資金 控訴・上告・第2回分)	1,370,000 円
合 計	5,859,234 円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		39,831,974 円	順天堂大被害回復訴訟賠償金
		2,029,359 円	消費者被害の実態調査受託
		1,200,000 円	2022 年度団体正会員会費
		1,000,000 円	2022 年度賛助会員会費
		1,000,000 円	2022 年度賛助会員会費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		739,126 円	被害回復訴訟（共通義務）成功報酬、（簡易確定手続き）着手金、会議出席謝金 書面起案・論点整理謝金等
		444,488 円	差止訴訟着手金・成功報酬、会議出席謝金、書面起案・論点整理謝金等
		429,270 円	被害回復訴訟（共通義務）成功報酬・（簡易確定手続き）着手金、会議出席謝金、論点整理謝金等
		427,178 円	被害回復訴訟（共通義務）成功報酬・（簡易確定手続き）着手金、会議出席謝金等
		394,178 円	被害回復訴訟（共通義務）成功報酬・（簡易確定手続き）着手金、会議出席謝金、論点整理謝金

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]			報酬	令和4年10月1日～ 令和5年3月31日	66,000円
			給与	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	3,300,715円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
1人	2,613,962円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	25人	0人	0%	4人	16.0%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊦ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

鈴木 敦士		理事		○								令和4年6月14日就任
瀬戸 和宏		理事		○								平成18年5月31日就任
長田 三紀		理事		○								平成17年2月18日就任
中野 和子		理事		○								平成21年9月30日就任
橋本 康正		理事		○								令和2年6月4日就任
平野 裕之		理事		○								令和4年6月14日就任
福長 恵子		理事		○								平成28年6月14日
宮城 朗				○								平成24年6月2日
本木 時久		理事		○								令和4年6月14日就任
森 哲也		理事		○								令和4年6月14日就任
唯根 妙子		理事		○								平成20年5月29日就任
大木 茂敬		監事		○								令和4年6月14日就任
上山 精一		監事		○								令和2年6月4日就任
松岡萬里野		理事 (副理事長)		○								平成24年6月2日就任 令和4年6月14日退任
磯辺 浩一		理事 (専務理事)		○								平成17年2月18日就任 令和4年6月14日退任
稲村 厚		監事		○								平成22年5月26日就任 令和4年6月14日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2


法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	会計ソフト 2穴ファイル	発生日ごと	7年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 2穴式ファイル	発生日ごと	7年
給与台帳	エクセル使用	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更は、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉) (ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		<input checked="" type="checkbox"/>

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意
		<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(註2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

別紙

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

下表は、令和4年4月1日～令和5年3月31日分

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			4月20日	4,454	第1検討チーム(9)
			4月23日	275,000	IBJ差止訴訟 着手金
			5月31日	4,454	第1検討チーム(10)
			7月25日	4,454	第1検討チーム①
			7月25日	11,000	フェニックス書面起案謝金
			9月20日	4,454	第1検討チーム②
			10月5日	4,454	差止請求委員会③
			10月28日	4,454	第1検討チーム③
			10月28日	11,000	書面起案謝金(エンリケ空間)
			12月5日	4,454	第1検討チーム④
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			12月15日	27,500	MOMOX着手金・ポディワーク成功報酬相殺額
			12月15日	5,500	ポディワーク訴訟 訴状準備費用
			12月15日	4,454	ポディワーク弁護団準備会議②
			12月15日	4,454	ポディワーク弁護団準備会議③
			12月22日	4,454	検討事案選定会議⑥
			1月23日	4,454	差止請求委員会⑤
			2月1日	4,454	第1検討チーム⑤
			3月13日	4,454	第1検討チーム⑥
			12月15日	4,000	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			4月14日	4,000	検討事案選定会議(9)
			4月20日	4,000	第1検討チーム(9)
			4月27日	4,000	差止請求委員会(9)
			5月26日	4,000	検討事案選定会議(10)
			5月31日	4,000	第1検討チーム(10)
			6月30日	4,000	検討事案選定会議①
			7月25日	4,000	第1検討チーム①
			8月4日	4,000	検討事案選定会議②
			8月23日	4,000	差止請求委員会②
			9月1日	4,000	検討事案選定会議③
			9月20日	4,000	第1検討チーム②
			10月5日	4,000	差止請求委員会③
			10月13日	4,000	検討事案選定会議④
			10月28日	4,000	第1検討チーム③
			11月10日	4,000	検討事案選定会議⑤
			11月15日	4,000	差止請求委員会④
			12月5日	4,000	第1検討チーム④
			12月22日	4,000	検討事案選定会議⑥
			1月19日	4,000	検討事案選定会議⑦
			2月1日	4,000	第1検討チーム⑤
			3月9日	4,000	検討事案選定会議⑨
			3月13日	4,000	第1検討チーム⑥
			3月29日	4,000	差止請求委員会⑦
			4月19日	4,000	被害回復委員会(9)
			5月25日	4,000	被害回復委員会(10)
			12月15日	4,000	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			4月23日	4,454	松本先生相談対応謝金(エーチームアカデミー差止訴訟)
			4月27日	4,454	差止請求委員会(9)
			5月10日	4,454	ワンメッセージ弁護団会議(12)
			5月13日	4,454	ワンメッセージ弁護団会議(13)
			5月16日	4,454	ワンメッセージ弁護団会議(14)
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			6月14日	22,000	第18回総会記念企画(コーディネーター)
			6月20日	4,454	差止請求委員会①
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			7月27日	4,454	メルペイ案件打合せ対応謝金
			8月2日	11,000	メルペイ書面起案謝金
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			8月19日	4,454	順天堂弁護団会議
			8月23日	4,454	差止請求委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			10月5日	4,454	差止請求委員会③
			10月31日	11,000	10月分役員報酬

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			11月15日	4,454	差止請求委員会④
			11月24日	4,454	メルベイ面談協議対応謝金
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			11月30日	11,000	11月分役員報酬
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			12月22日	11,000	12月分 役員報酬
			12月26日	4,454	メルベイ面談協議対応謝金
			1月23日	4,454	差止請求委員会⑤
			1月31日	11,000	1月分役員報酬
			2月24日	4,454	差止請求委員会⑥
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			2月28日	11,000	2月分役員報酬
			3月23日	11,000	書面起案謝金(エスアイヘリス)
			3月29日	11,000	3月分役員報酬
			3月29日	4,454	差止請求委員会⑦
			3月29日	4,454	JAEXA事案打ち合わせ
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			5月25日	264,000	順天訴訟(共通義務)成功報酬
			5月25日	88,000	順天訴訟(簡易確定)着手金
			6月14日	11,000	第18回総会記念企画(パネリスト)
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			8月25日	4,454	ジェクサ被害者へのヒアリング対応謝金
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			4月27日	4,454	差止請求委員会(9)
			6月20日	4,454	差止請求委員会①
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			8月23日	4,454	差止請求委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			10月5日	4,454	差止請求委員会③
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月15日	4,454	差止請求委員会④
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			1月23日	4,454	差止請求委員会⑤
			2月24日	4,454	差止請求委員会⑥
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月29日	4,454	差止請求委員会⑦
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月27日	4,000	差止請求委員会(9)
			6月20日	4,000	差止請求委員会①
			8月23日	4,000	差止請求委員会②
			11月15日	4,000	差止請求委員会④
			12月15日	4,000	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			2月24日	4,000	差止請求委員会⑥
			3月29日	4,000	差止請求委員会⑦
			12月15日	4,000	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			4月27日	4,454	差止請求委員会(9)
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			5月25日	132,000	順天訴訟(共通義務)成功報酬
			6月9日	4,454	消費者庁取引課事前相談対応(WILL)
			6月14日	11,000	第18回総会記念企画(パネリスト)
			6月20日	4,454	差止請求委員会①
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			7月8日	4,454	消費者庁取引対策課協議対応謝金
			8月2日	11,000	NHK書面論点整理謝金
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			8月23日	4,454	差止請求委員会②
			9月16日	11,000	書面起案謝金(NHK)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			9月26日	4,454	消費者庁取引対策課協議対応謝金
			10月5日	4,454	差止請求委員会③
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月15日	4,454	差止請求委員会④
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			1月23日	4,454	差止請求委員会⑤
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月23日	11,000	書面起案謝金(山梨県医師会)
			3月29日	4,454	差止請求委員会⑦
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			12月15日	4,000	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			4月14日	4,000	検討事案選定会議(9)
			4月19日	4,000	被害回復委員会(9)
			5月26日	4,000	検討事案選定会議(10)
			6月22日	4,000	被害回復委員会①
			6月24日	4,000	第2検討チーム①
			6月30日	4,000	検討事案選定会議①
			8月4日	4,000	検討事案選定会議②
			8月4日	4,000	第2検討チーム①
			9月1日	4,000	検討事案選定会議③
			9月30日	4,000	第2検討チーム②
			10月5日	4,000	差止請求委員会③
			10月13日	4,000	検討事案選定会議④
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月1日	4,000	第2検討チーム③
			11月10日	4,000	検討事案選定会議⑤
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月22日	4,000	検討事案選定会議⑥
			1月16日	4,000	第2検討チーム④
			1月19日	4,000	検討事案選定会議⑦
			2月9日	4,000	検討事案選定会議⑧
			2月20日	4,000	第2検討チーム⑤
			2月28日	4,000	被害回復委員会⑦
			3月15日	4,000	第2検討チーム⑥
			4月14日	4,454	通販セット販売契約検討チーム(6)
			4月27日	4,454	差止請求委員会(9)
			6月6日	4,454	通販セット販売検討チーム(7)
			6月24日	4,454	第2検討チーム①
			8月4日	4,454	検討事案選定会議②
			8月4日	4,454	第2検討チーム①
			8月23日	4,454	差止請求委員会②
			9月30日	4,454	第2検討チーム②
			10月27日	11,000	書面起案謝金(レクタングル)
			11月1日	4,454	第2検討チーム③
			11月15日	4,454	差止請求委員会④
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			1月16日	4,454	第2検討チーム④
			2月9日	4,454	検討事案選定会議⑧
			2月20日	4,454	第2検討チーム⑤
			2月24日	4,454	差止請求委員会⑥
			3月15日	4,454	第2検討チーム⑥
			4月14日	4,454	検討事案選定会議(9)
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			8月2日	11,000	B-Ques論点整理謝金
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月23日	11,000	論点整理謝金(Tipness)
			3月23日	11,000	書面起案謝金(Tipness)
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月19日	4,000	被害回復委員会(9)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			4月27日	4,000	差止請求委員会(9)
			5月25日	4,000	被害回復委員会(10)
			6月20日	4,000	差止請求委員会①
			6月22日	4,000	被害回復委員会①
			8月2日	4,000	被害回復委員会②
			8月23日	4,000	差止請求委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			10月5日	4,000	差止請求委員会③
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			1月23日	4,000	差止請求委員会⑤
			2月24日	4,000	差止請求委員会⑥
			2月28日	4,000	被害回復委員会⑦
			3月29日	4,000	差止請求委員会⑦
			3月31日	4,000	被害回復委員会⑧
			7月25日	4,454	第1検討チーム①
			9月20日	4,454	第1検討チーム②
			10月13日	4,454	検討事案選定会議④
			10月28日	4,454	第1検討チーム③
			10月28日	11,000	論点整理謝金(長沼)
			12月5日	4,454	第1検討チーム④
			1月31日	11,000	論点整理謝金(LanCul)
			2月1日	4,454	第1検討チーム⑤
			3月13日	4,454	第1検討チーム⑥
			3月23日	11,000	書面起案謝金(LanCul)
			5月25日	264,000	順天訴訟(共通義務)成功報酬
			5月25日	88,000	順天訴訟(簡易確定)着手金
			8月4日	4,454	第2検討チーム①
			9月30日	4,454	第2検討チーム②
			11月1日	4,454	第2検討チーム③
			1月16日	4,454	第2検討チーム④
			1月19日	4,454	検討事案選定会議⑦
			2月20日	4,454	第2検討チーム⑤
			3月15日	4,454	第2検討チーム⑥
			3月23日	11,000	論点整理謝金(アカツキ)
			8月4日	4,454	第2検討チーム①
			9月30日	4,454	第2検討チーム②
			11月1日	4,454	第2検討チーム③
			12月22日	4,454	検討事案選定会議⑥
			1月16日	4,454	第2検討チーム④
			2月20日	4,454	第2検討チーム⑤
			3月15日	4,454	第2検討チーム⑥
			3月23日	11,000	論点整理謝金(リクシア)
			7月25日	4,454	第1検討チーム①
			8月4日	4,454	検討事案選定会議②
			9月20日	4,454	第1検討チーム②
			10月28日	4,454	第1検討チーム③
			10月28日	11,000	論点整理謝金(アピッシュ)
			12月5日	4,454	第1検討チーム④
			2月1日	4,454	第1検討チーム⑤
			3月9日	4,454	検討事案選定会議⑨
			3月13日	4,454	第1検討チーム⑥
			3月23日	11,000	書面起案謝金(クローバーシヤパン)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			9月22日	22,000	論点整理謝金(ルミア)
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月14日	4,454	通販セット販売検討チーム(6)
			6月6日	4,454	通販セット販売検討チーム(7)
			8月4日	4,454	第2検討チーム①
			9月30日	4,454	第2検討チーム②
			9月30日	11,000	論点整理謝金(ハッカス)
			11月1日	4,454	第2検討チーム③
			11月10日	4,454	検討事案選定会議⑤
			1月16日	4,454	第2検討チーム④
			1月31日	11,000	書面起案謝金(マイル)
			1月31日	11,000	書面起案謝金(ハッカス)
			2月20日	4,454	第2検討チーム⑤
			3月15日	4,454	第2検討チーム⑥
			3月23日	11,000	論点整理謝金(ハッピーライフハイ)
			6月20日	4,454	差止請求委員会①
			6月30日	4,454	検討事案選定会議①
			7月25日	4,454	第1検討チーム①
			9月20日	4,454	第1検討チーム②
			10月28日	4,454	第1検討チーム③
			10月28日	11,000	論点整理謝金(Emys)
			12月5日	4,454	第1検討チーム④
			2月1日	4,454	第1検討チーム⑤
			2月9日	4,454	検討事案選定会議⑧
			3月13日	4,454	第1検討チーム⑥
			3月23日	11,000	2/1 論点整理謝金(PayPay)
			5月25日	264,000	順天訴訟(共通義務)成功報酬
			5月25日	88,000	順天訴訟(簡易確定)着手金
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			9月22日	22,000	論点整理謝金(THE GRANDSHIOELD)
			10月24日	4,454	歯科矯正ヒアリング対応謝金
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月14日	4,454	通販セット販売検討チーム(6)
			6月6日	4,454	通販セット販売検討チーム(7)
			6月24日	4,454	第2検討チーム①
			7月6日	4,454	学生ヒアリング対応謝金(文京学院大学)
			8月4日	4,454	第2検討チーム①
			9月1日	4,454	検討事案選定会議③
			9月30日	4,454	第2検討チーム②
			9月30日	11,000	論点整理謝金(ITADAKI)
			11月1日	4,454	第2検討チーム③
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			1月16日	4,454	第2検討チーム④
			2月20日	4,454	第2検討チーム⑤
			3月15日	4,454	第2検討チーム⑥
			4月19日	4,454	不動産検討チーム(6)
			5月17日	4,454	アドレス事業者協議
			5月31日	4,454	不動産検討チーム(7)
			6月20日	4,454	差止請求委員会①
			7月4日	4,454	アドレス事業者対応謝金
			2月14日	4,454	不動産検討チーム①
			3月8日	4,454	不動産検討チーム②
			3月23日	11,000	書面起案謝金(アーハネスト)
			3月23日	11,000	論点整理謝金(アーハネスト)

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			3月29日	4,454	差止請求委員会⑦
			5月17日	165,000	シエニスジャパン差止訴訟 成功報酬
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			9月22日	22,000	ウィルフ論点整理謝金
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			10月31日	4,454	消費者スマイル基金2021年度助成事業報告会
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			6月14日	11,000	第18回総会記念企画(パネリスト)
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			9月22日	22,000	ジャパンエアリポートインターナショナル論点整理謝金
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月29日	4,454	JAEXA事案打ち合わせ
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月14日	4,454	通販セット販売検討チーム(6)
			6月6日	4,454	通販セット販売検討チーム(7)
			6月30日	4,454	検討事案選定会議①
			8月4日	4,454	第2検討チーム①
			9月30日	4,454	第2検討チーム②
			9月30日	11,000	論点整理謝金(ラウレラ)
			11月1日	4,454	第2検討チーム③
			1月16日	4,454	第2検討チーム④
			2月20日	4,454	第2検討チーム⑤
			3月9日	4,454	検討事案選定会議⑨
			3月15日	4,454	第2検討チーム⑥
			4月19日	4,000	不動産検討チーム(6)
			5月17日	4,000	アドレス打合せ事業者協議
			5月31日	4,000	不動産検討チーム(7)
			6月24日	4,000	第2検討チーム①
			6月30日	4,000	検討事案選定会議①(出席予定)
			7月4日	4,000	アドレス事業者対応謝金
			8月4日	4,000	検討事案選定会議②
			8月4日	4,000	第2検討チーム①
			9月1日	4,000	検討事案選定会議③
			9月30日	4,000	第2検討チーム②
			10月13日	4,000	検討事案選定会議④
			11月1日	4,000	第2検討チーム③
			11月1日	9,877	論点整理謝金(グラングレス)
			11月10日	4,000	検討事案選定会議⑤
			12月15日	4,000	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			12月22日	4,000	検討事案選定会議⑥
			1月16日	4,000	第2検討チーム④
			1月19日	4,000	検討事案選定会議⑦
			2月9日	4,000	検討事案選定会議⑧
			2月20日	4,000	第2検討チーム⑤
			3月8日	4,000	不動産検討チーム②
			3月9日	4,000	検討事案選定会議⑨
			3月15日	4,000	第2検討チーム⑥
			7月25日	4,454	第1検討チーム①
			9月20日	4,454	第1検討チーム②
			10月28日	4,454	第1検討チーム③
			10月28日	11,000	論点整理謝金(ベネッセコーポレーション)
			12月5日	4,454	第1検討チーム④
			1月19日	4,454	検討事案選定会議⑦
			2月1日	4,454	第1検討チーム⑤
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月13日	4,454	第1検討チーム⑥

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			3月23日	11,000	書面起案謝金(ベネッセコーポレーション)
			3月23日	11,000	論点整理謝金(ベネッセコーポレーション)
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			4月14日	4,454	通販セット販売検討チーム(6)
			6月6日	4,454	通販セット販売検討チーム(7)
			6月24日	4,454	第2検討チーム①
			8月4日	11,000	書面起案謝金(SONPOワランティ)
			8月4日	4,454	第2検討チーム①
			9月30日	4,454	第2検討チーム②
			10月13日	4,454	検討事案選定会議④
			11月1日	4,454	第2検討チーム③
			11月1日	11,000	論点整理謝金(東京セルフホワイトサロン)
			12月15日	4,454	COJ役職員・委員全体会出席謝金
			1月16日	4,454	第2検討チーム④
			2月17日	22,000	国センADR対応謝金(アルファアントカンパニー)
			2月20日	4,454	第2検討チーム⑤
			3月15日	4,454	第2検討チーム⑥
			4月19日	4,454	不動産検討チーム(6)
			4月20日	4,454	第1検討チーム(9)
			4月26日	137,500	IBJ差止訴訟 着手金
			4月27日	4,454	差止請求委員会(9)
			5月17日	4,454	アドレス事業者協議
			5月26日	4,454	検討事案選定会議(10)
			5月31日	4,454	不動産検討チーム(7)
			5月31日	4,454	第1検討チーム(10)
			7月4日	4,454	アドレス事業者対応謝金
			7月25日	4,454	第1検討チーム①
			7月25日	11,000	書面起案謝金(ホテイ・アーキジャパン)
			7月25日	11,000	書面起案謝金(VICTORIA)
			9月20日	4,454	第1検討チーム②
			10月5日	4,454	差止請求委員会③
			10月28日	4,454	第1検討チーム③
			11月10日	4,454	検討事案選定会議⑤
			11月15日	4,454	差止請求委員会④
			12月5日	4,454	第1検討チーム④
			12月5日	11,000	論点整理謝金(KINTO)
			12月15日	110,000	MOMOX着手金・ホディワーク成功報酬相殺額
			12月15日	44,000	ボディワーク訴訟 訴状準備費用
			12月15日	4,454	ボディワーク弁護士準備会議②
			12月15日	4,454	ボディワーク弁護士準備会議③
			12月15日	11,000	ボディワーク訴訟 書面起案費用
			2月1日	4,454	第1検討チーム⑤
			2月14日	4,454	不動産検討チーム①
			2月24日	4,454	差止請求委員会⑥
			3月8日	4,454	不動産検討チーム②
			3月13日	4,454	第1検討チーム⑥
			3月23日	11,000	書面起案謝金(KINTO)
			4月19日	4,454	被害回復委員会(9)
			4月20日	4,454	第1検討チーム(9)
			4月26日	137,500	IBJ差止訴訟 着手金
			5月25日	264,000	順天訴訟(共通義務)成功報酬
			5月25日	88,000	順天訴訟(簡易確定)着手金
			5月25日	4,454	被害回復委員会(10)
			5月31日	4,454	第1検討チーム(10)
			6月14日	11,000	第18回総会記念企画(パネリスト)
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			7月8日	4,454	消費者庁取引対策課協議対応謝金
			7月25日	4,454	第1検討チーム①
			7月25日	11,000	書面起案謝金(社会企業大学)
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			9月1日	4,454	検討事案選定会議③
			9月20日	4,454	第1検討チーム②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			9月26日	4,454	消費者庁取引対策課協議対応謝金
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			10月28日	4,454	第1検討チーム③
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月5日	4,454	第1検討チーム④

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
			12月5日	11,000	書面起案謝金(エスリ)
			12月15日	82,500	MOMOX着手金・ボディワーク成功報酬相殺額
			12月15日	5,500	ボディワーク訴訟 訴状準備費用
			12月15日	4,454	ボディワーク弁護士準備会議②
			12月15日	4,454	ボディワーク弁護士準備会議③
			2月1日	4,454	第1検討チーム⑤
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月13日	4,454	第1検討チーム⑥
			3月23日	11,000	論点整理謝金(タミー)
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧
			6月22日	4,454	被害回復委員会①
			7月27日	4,454	メルペイ案件打合せ対応謝金
			8月2日	11,000	論点整理謝金(メルペイ)
			8月2日	4,454	被害回復委員会②
			9月22日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
			10月27日	11,000	被害回復委員会④(消費者被害の実態調査②)
			11月24日	4,454	メルペイ面談協議対応謝金
			11月28日	11,000	被害回復委員会⑤(消費者被害の実態調査③)
			12月26日	4,454	メルペイ面談協議対応謝金
			2月28日	4,454	被害回復委員会⑦
			3月31日	4,454	被害回復委員会⑧